

資料編

- 1 計画改定の経過
- 2 北区の環境に関する意識・意向調査結果の概要
- 3 北区環境基本計画 2015 の進捗評価
- 4 北区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗評価
- 5 温室効果ガス排出量の算定方法と将来予測の方法
- 6 北区における気候変動影響の評価
- 7 東京都北区環境基本条例・東京都北区環境審議会規則
- 8 用語集

1

計画改定の経過

委員名簿

(1) 東京都北区環境審議会

	氏名	所属	備考
学識経験者	小川 芳樹	東洋大学 名誉教授	会長
	品川 明	学習院女子大学 国際文化交流学部 日本文化学科環境教育センター 教授	副会長
	柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授	
	村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授	
	益永 茂樹	横浜国立大学 名誉教授	令和3年8月～
区民	原 茂樹	公募区民	
	檜垣 昌子	公募区民	
	松本 晴光	北区町会自治会連合会	
民間団体	小山 文大	トライネットワーク	
	原 芳子	北区グリーンクラブ 会長	
事業者	尾花 秀雄	北区商店街連合会 会長	
	高橋 伸忠	一般社団法人北産業連合会	
区議会	渡辺 かつひろ	北区議会 議長	～令和3年5月
	坂口 勝也	北区議会 副議長	～令和3年5月
	小田切 かずのぶ	区民生活委員会 委員長	～令和3年5月
		北区議会 副議長	令和3年5月 ～令和4年5月
	宇都宮 章	区民生活委員会 副委員長	～令和3年5月
	名取 ひであき	北区議会 議長	令和3年5月～
	近藤 光則	区民生活委員会 委員長	令和3年5月 ～令和4年5月
	せいの 恵子	区民生活委員会 副委員長	令和3年5月 ～令和4年5月
	大島 実	北区議会 副議長	令和4年5月～
	花見 たかし	区民生活委員会 委員長	令和4年5月～
	野口 将人	区民生活委員会 副委員長	令和4年5月～

(2) 東京都北区環境審議会 専門部会

① 地球温暖化対策専門部会

	氏名	所属	備考
学識経験者	村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授	部会長
	小川 芳樹	東洋大学 名誉教授	
	田中 充	法政大学 社会学部 教授	
区民	檜垣 昌子	公募区民	
	竹内 桃菜	東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 学生	区内在学
	鈴木 陽太	東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 学生	区内在学
	宮本 侑吾	東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 学生	区内在学
民間団体	小山 文大	トライネットワーク	
	小松原 和恵	Ecosophia 代表	
事業者	越野 充博	東京商工会議所 北支部会長	
	岡野 俊也	東京ガス株式会社 東京東支店長	～令和4年3月
	伊藤 あすか	東京ガス株式会社 東京東支店長	令和4年4月～
	土岐 有紀子	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長	

② 環境共生まちづくり専門部会

	氏名	所属	備考
学識経験者	品川 明	学習院女子大学 国際文化交流学部 日本文化学科環境教育センター 教授	部会長
	柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授	
	水川 薫子	東京農工大学 農学部 環境資源科学科 助教	
区民	原 茂樹	公募区民	
	松本 晴光	北区町会自治会連合会	
	鈴木 優羽	東京家政大学 家政学部 環境教育学科 学生	区内在学
	吉田 美咲	東京家政大学 家政学部 環境教育学科 学生	区内在学
民間団体	原 芳子	北区グリーンクラブ 会長	
	林 四郎	東京都北区環境教育を進める会 会長	
事業者	尾花 秀雄	北区商店街連合会 会長	
	高橋 伸忠	一般社団法人北産業連合会	
	鱈淵 雄二郎	北区リサイクラー事業協同組合 専務理事	

検討の経過

(1) 令和2年度

日程	項目	内容
令和2年11月2日	令和2年度 第1回 東京都北区環境審議会	・北区環境基本計画改定の諮問
令和3年2月 (書面開催)	令和2年度 第2回 東京都北区環境審議会	・検討体制 ・北区環境基本計画改定方針(案)
令和3年3月		・北区環境基本計画改定方針策定

(2) 令和3年度

日程	項目	内容
令和3年5月 (書面開催)	令和3年度 第1回 東京都北区環境審議会	・改定方針 ・検討体制・検討の進め方 ・区民・事業者意識意向調査票の内容
令和3年7月29日	令和3年度 第1回 環境共生まちづくり専門 部会	・計画改定の基本的事項 ・現行計画の進捗状況 ・区の現況、国・都の動向
令和3年8月4日	令和3年度 第1回 地球温暖化対策専門部会	・気候変動適応計画のあり方 ・区民・事業者意識意向調査報告
令和3年8月30日	令和3年度 第3回 東京都北区環境審議会	・北区環境基本計画骨子案検討 ・区民・事業者意識意向調査報告
令和3年11月10日	第1回 「ミライ×環境」高校生 ワークショップ	(討議テーマ) ・10年後には実現したい北区の環境の 将来イメージについて
令和3年11月17日	第2回 「ミライ×環境」高校生 ワークショップ	(討議テーマ) ・区役所からの効果的な情報発信方法に ついて
令和3年12月7日	令和3年度 第2回 環境共生まちづくり専門 部会	・北区環境基本計画骨子案検討 ・気候変動適応計画検討 ・施策検討
令和3年12月9日	令和3年度 第2回 地球温暖化対策専門部会	・北区環境基本計画骨子案検討 ・気候変動適応計画検討 ・温室効果ガス削減目標検討 ・施策検討
令和4年2月 (書面開催)	令和3年度 第4回 東京都北区環境審議会	・「北区環境基本計画2023」骨子案策定

(3) 令和4年度

日程	項目	内容
令和4年5月16日	令和4年度 第1回 環境共生まちづくり専門 部会	・ 施策検討 (区の実施重点施策・個別施策)
令和4年5月23日	令和4年度 第1回 地球温暖化対策専門部会	
令和4年5月30日	令和4年度 第1回 東京都北区環境審議会	・ 「北区環境基本計画2023」(素案) 検討 ・ 重点施策例
令和4年8月 (書面開催)	令和4年度 第2回 環境共生まちづくり専門 部会	・ 目標とする環境像 ・ 区の実施重点施策及び成果指標
	令和4年度 第2回 地球温暖化対策専門部会	
令和4年8月25日	令和4年度 第2回 東京都北区環境審議会	・ 「北区環境基本計画2023」(案)
令和4年10月3日 ～11月1日	パブリックコメント	(閲覧場所) ・ 区政資料室、環境課、地域振興室、区 立図書館、北区ホームページ (実施結果) ・ 意見提出者数：7名 ・ 意見総数：61件
令和4年10月29日	区政モニター会議	(討議テーマ) ・ 環境活動を広げていくために、効果的 な普及啓発の方法とは ・ 環境活動について無関心層の興味をど う引き付けるか
令和5年1月25日	令和4年度 第3回 東京都北区環境審議会	・ 「北区環境基本計画2023」(答申)

2

北区の環境に関する意識・意向調査結果の概要

意識・意向調査の実施概要

北区では、「北区環境基本計画」と「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、環境の保全と地球温暖化*対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

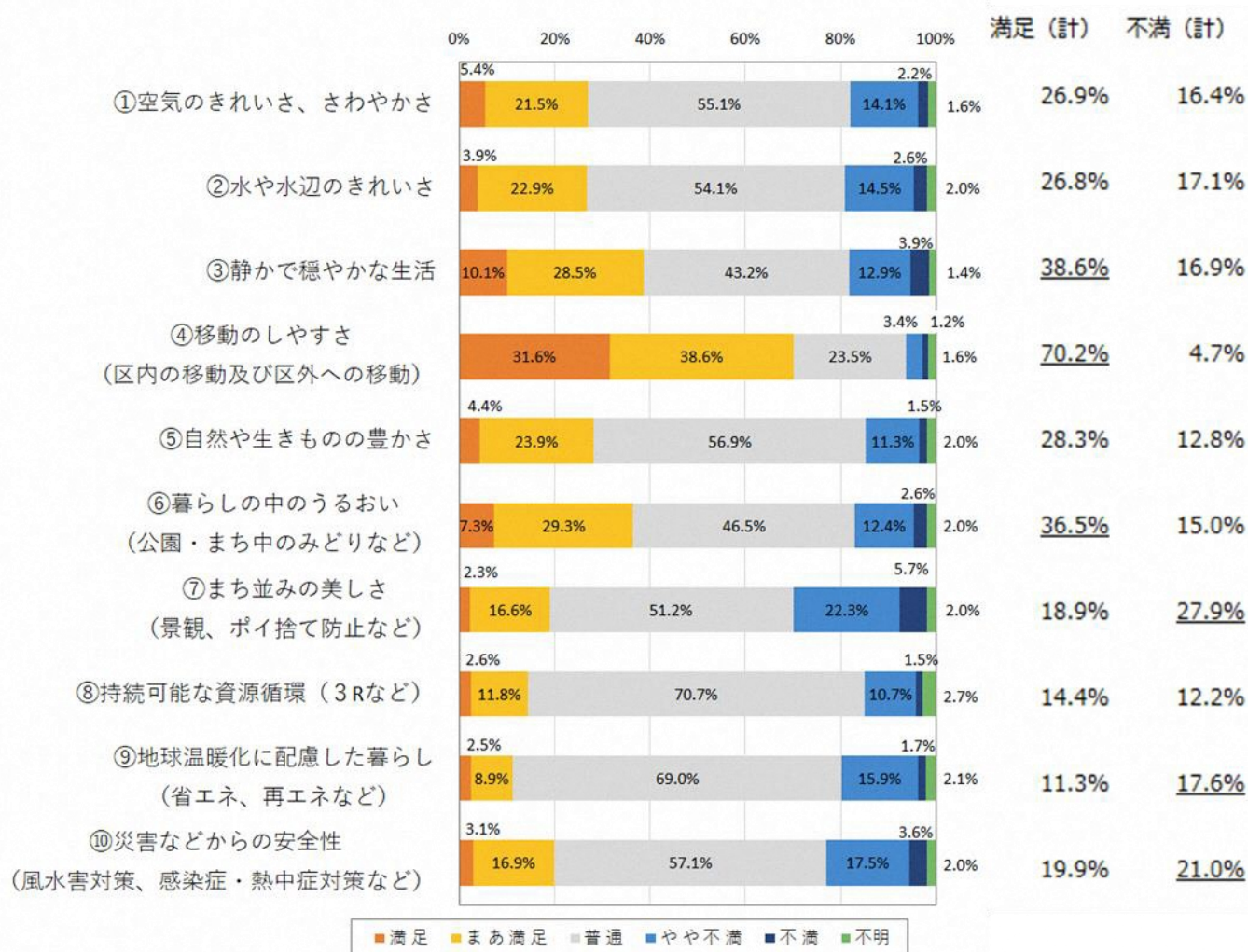
昨今の国内外の気候変動対策の変化を受け、「地球温暖化対策地域推進計画」及び「地域気候変動適応計画」を包含した新たな「北区環境基本計画 2023」の策定に向けた、区民・事業者の環境活動への取組み状況や地球温暖化対策関連設備の導入状況、今後の取組みの可能性等を把握し、計画へ反映するためのアンケート調査を実施しました。

	区民	事業者
調査対象	北区に住む満18歳以上の 2,000人	北区内に本社を置く、公務を除く 従業員5人以上の事業所500 か所
抽出法	「住民基本台帳」からの無作為 抽出	北区の産業大分類従業者数の比 率に応じ、無作為抽出
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及びWEB回答	
調査期間	令和3年6月4日 ～6月30日	令和3年6月9日 ～7月5日
配布数	2,000	500
回収数 (うちWEB回答)	813 (189)	177 (40)
回収率	40.7%	35.4%

区民アンケート結果の概要

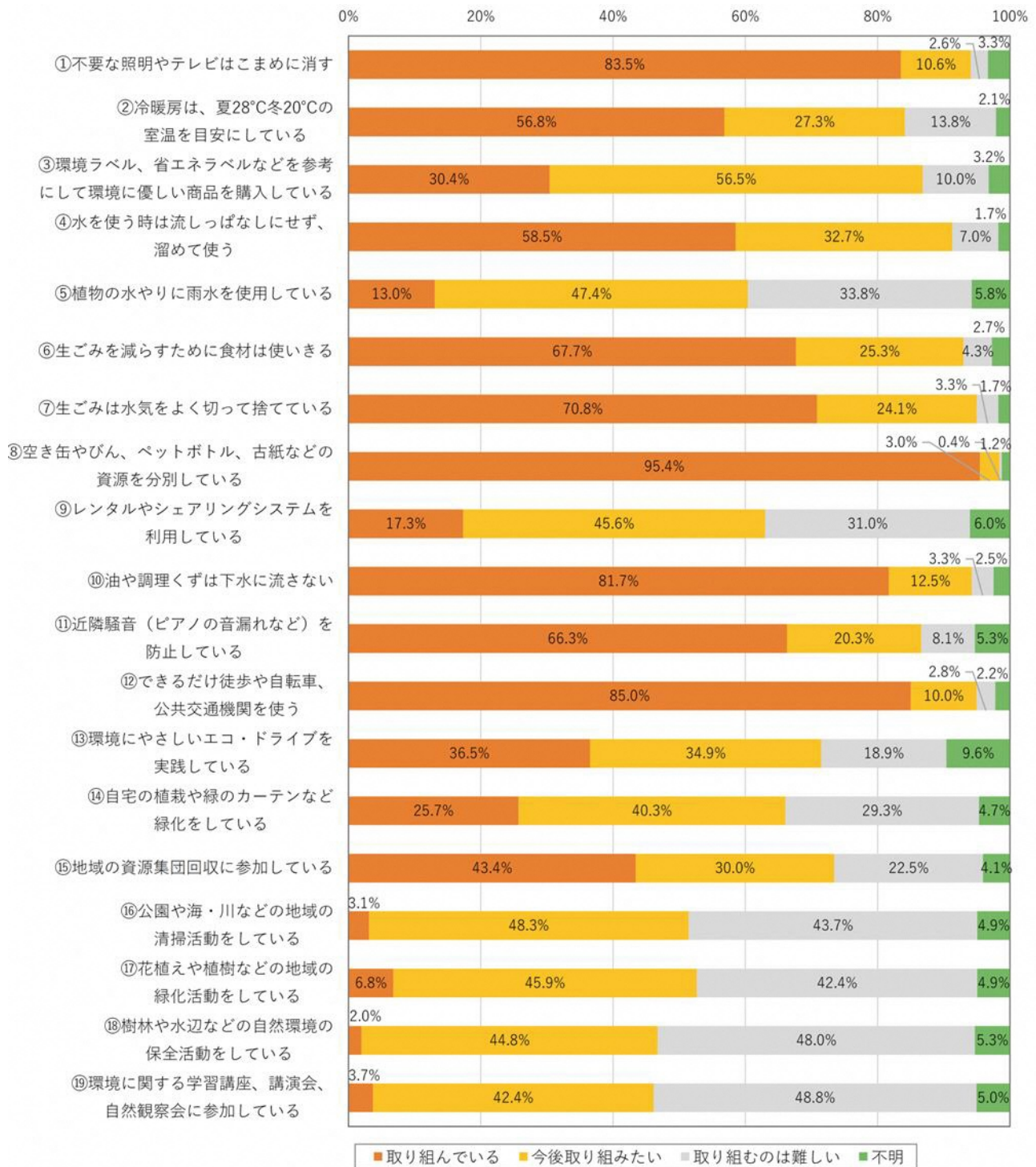
1 北区の環境に関する満足度

- ◆北区の環境について、7割以上の人々が「移動のしやすさ」に満足と感じている。
- ◆「まちなみの美しさ」、「災害からの安全性」については、不満と感じている人がやや多い。
- ◆「静かで穏やかな生活」、「暮らしのなかのうるおい」については、全体的に満足度は高い。



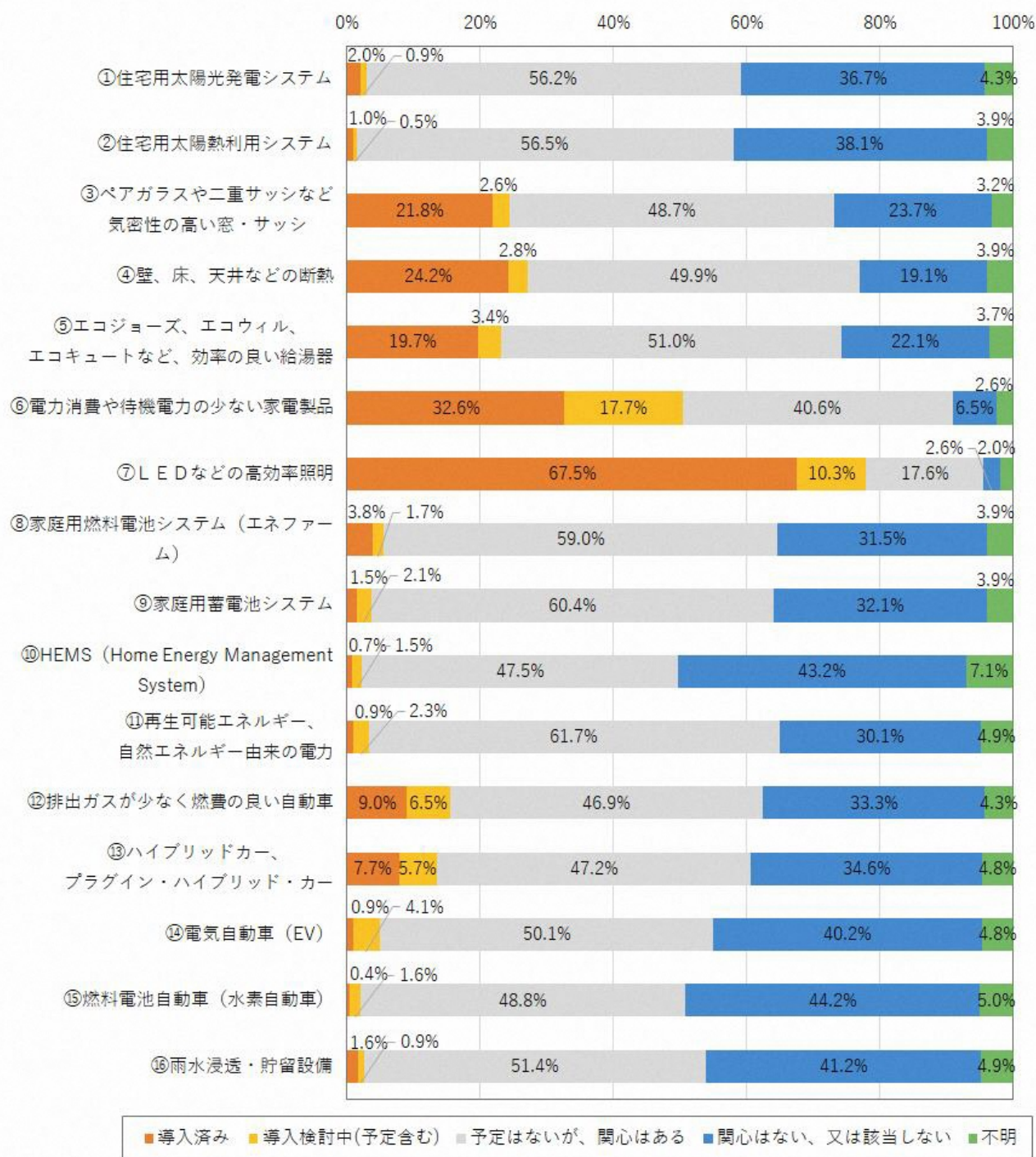
2 普段取り組んでいる環境活動

- ◆「空き缶やびん、ペットボトル、古紙などの資源を分別している」が最も多い。
- ◆次いで、「できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う」、「不要な照明やテレビはこまめに消す」、「油や調理くずは下水に流さない」に8割以上の人に取り組んでいる。
- ◆資源集団回収以外の地域活動（清掃活動・緑化活動等）については、取り組んでいる人は1割以下となっている。



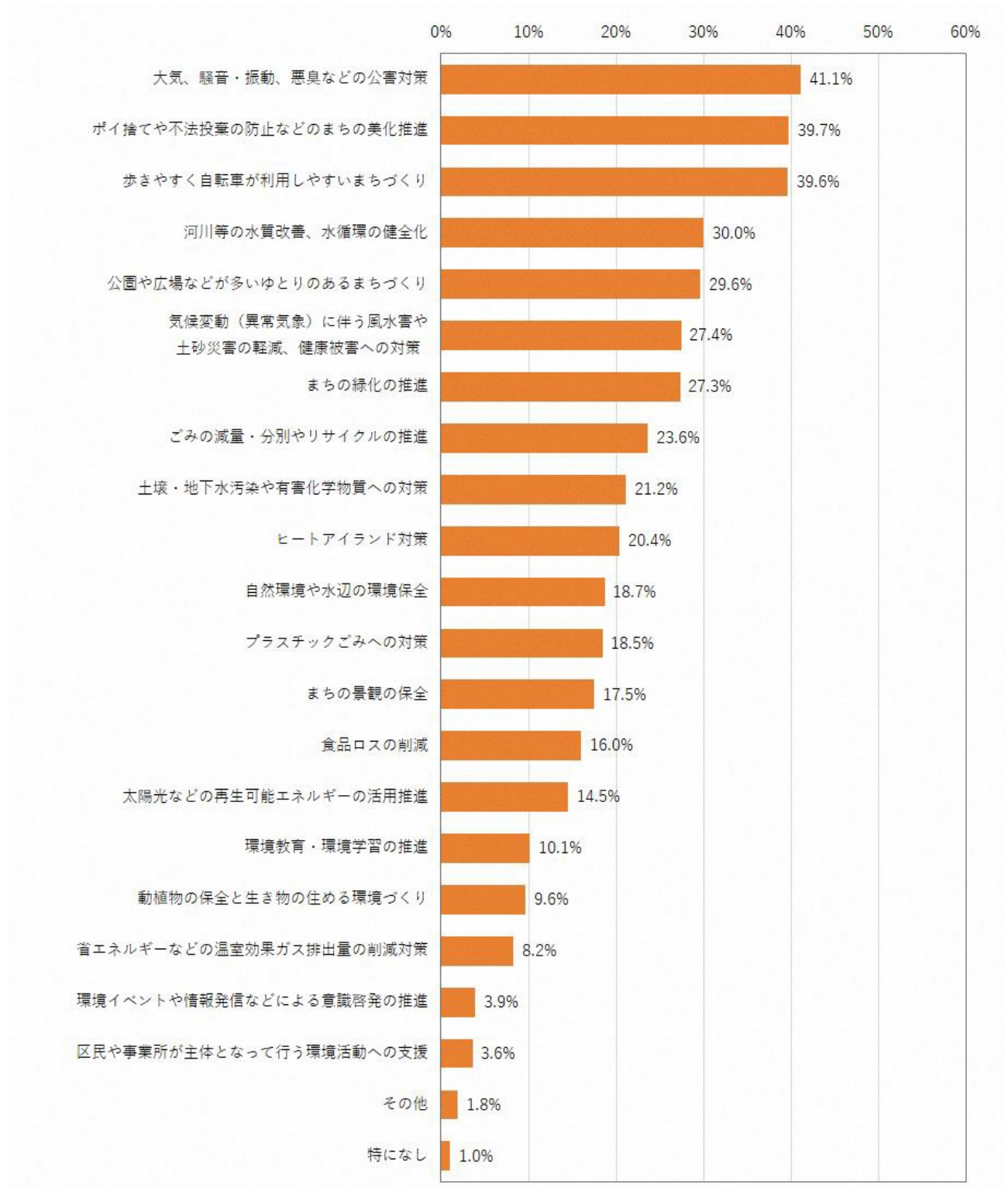
3 地球温暖化対策設備機器の導入状況

- ◆ 「LED などの高効率照明」が 67.5%と最も導入率が高い。
- ◆ 「電力消費や待機電力の少ない家電製品」、「壁、床、天井などの断熱」、「ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ」、「エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器」と、住居形態に関わらず導入できるものについては導入率が高い。
- ◆ 「再生可能エネルギー*、自然エネルギー由来の電力」、「家庭用蓄電池システム」、「家庭用燃料電池*システム（エネファーム）」は、5割以上の方が『予定はないが、関心はある』と回答。



4 区が重点的に取り組むべき環境施策

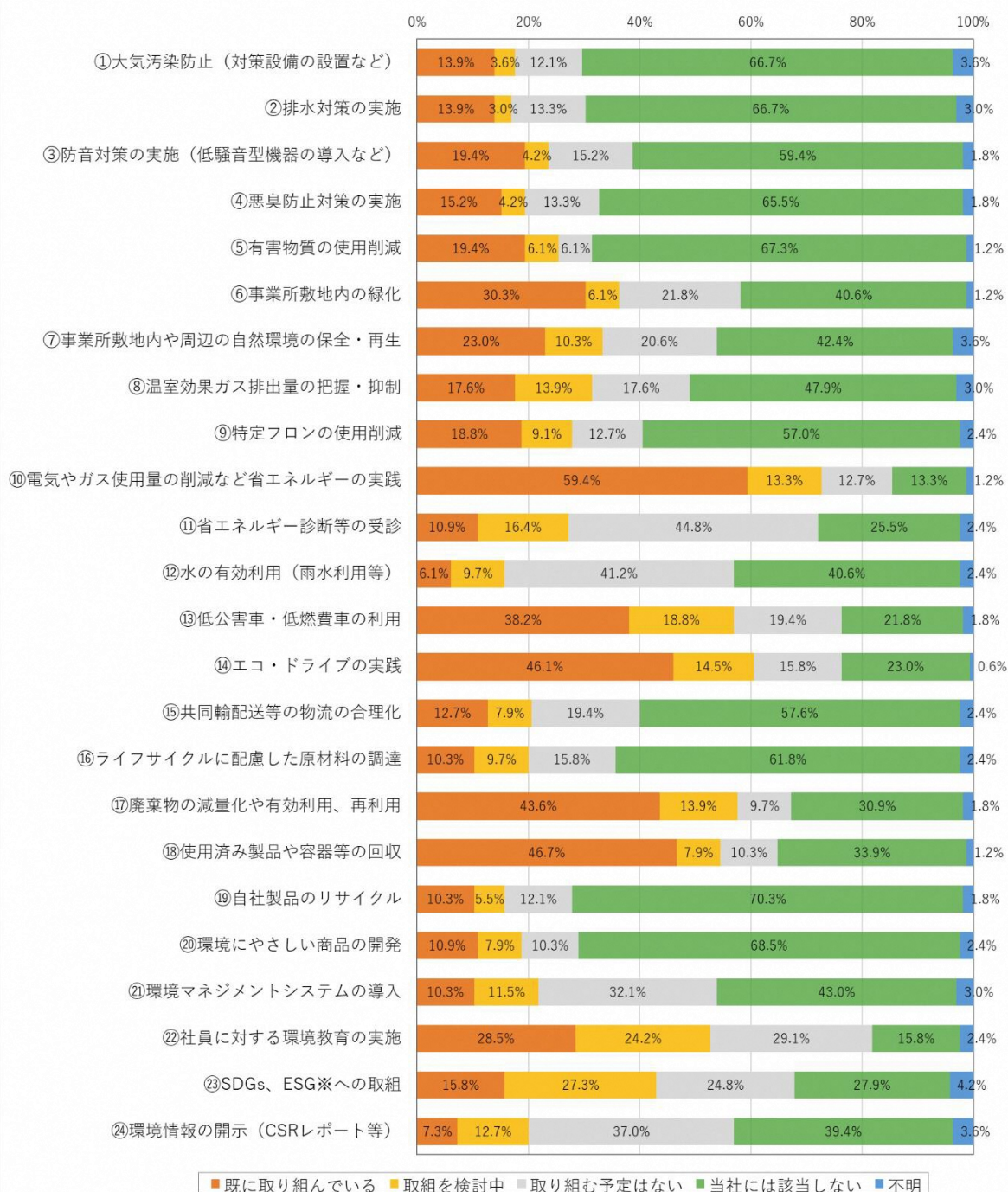
- ◆「大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策」、「ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進」、「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくり」が多くなっており、生活環境の快適さに関する項目が重視されていることが伺える。
- ◆地球温暖化*対策・エネルギー対策に関する項目の回答率は低く、施策の目的や成果などの情報発信がさらに必要と考えられる。



事業者アンケート結果の概要

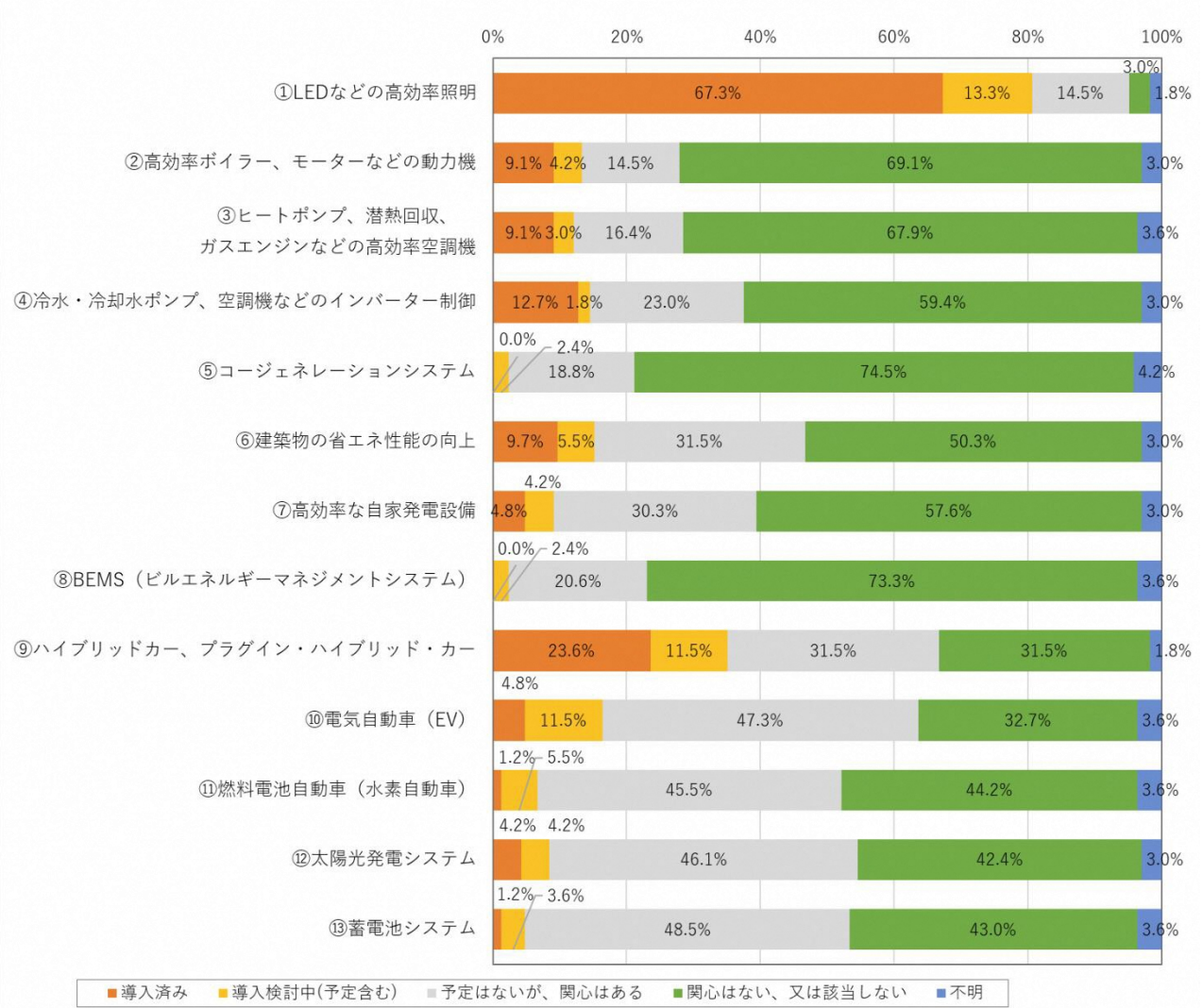
1 事業所で取り組んでいる環境活動

- ◆実施率が高かったのは「電気やガス使用量の削減など省エネルギー*の実践」、「エコ・ドライブ*の実践」、「使用済み製品や容器等の回収」、「廃棄物の減量化や有効利用、再利用」で4割以上の事業者で取り組まれている。
- ◆『取組を検討中』を併せると、上記のほか「低公害車・低燃費車の利用」、「社員に対する環境教育*の実施」、「SDGs、ESG への取組」の回答率が高い。
- ◆一方『取り組む予定はない』とされたのは「省エネルギー診断等の受診」「水の有効利用（雨水利用等）」「環境情報の開示（CSRレポート等）」となっている。



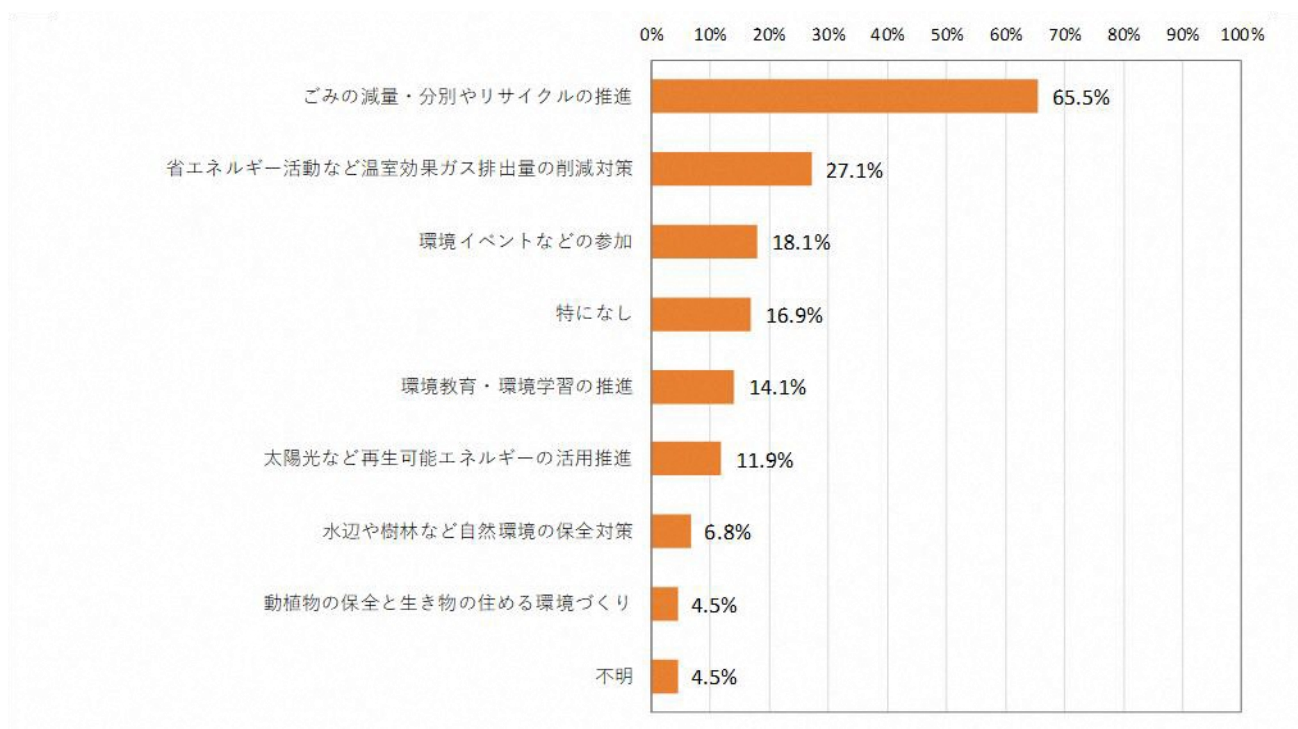
2 地球温暖化対策設備機器の導入状況

- ◆ 『導入済み』は、「LED などの高効率照明」が最も高く、次いで「ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー」となっている。
- ◆ 『導入検討中』を併せると、次いで「電気自動車（EV）」が多い。
- ◆ 『予定はないが、関心はある』については、「蓄電池システム」、「電気自動車（EV）」、「太陽光発電システム*」、「燃料電池*自動車」で回答率が高い。
- ◆ 「BEMS」については、建物の形態に関わらず総じて導入意向が低い。



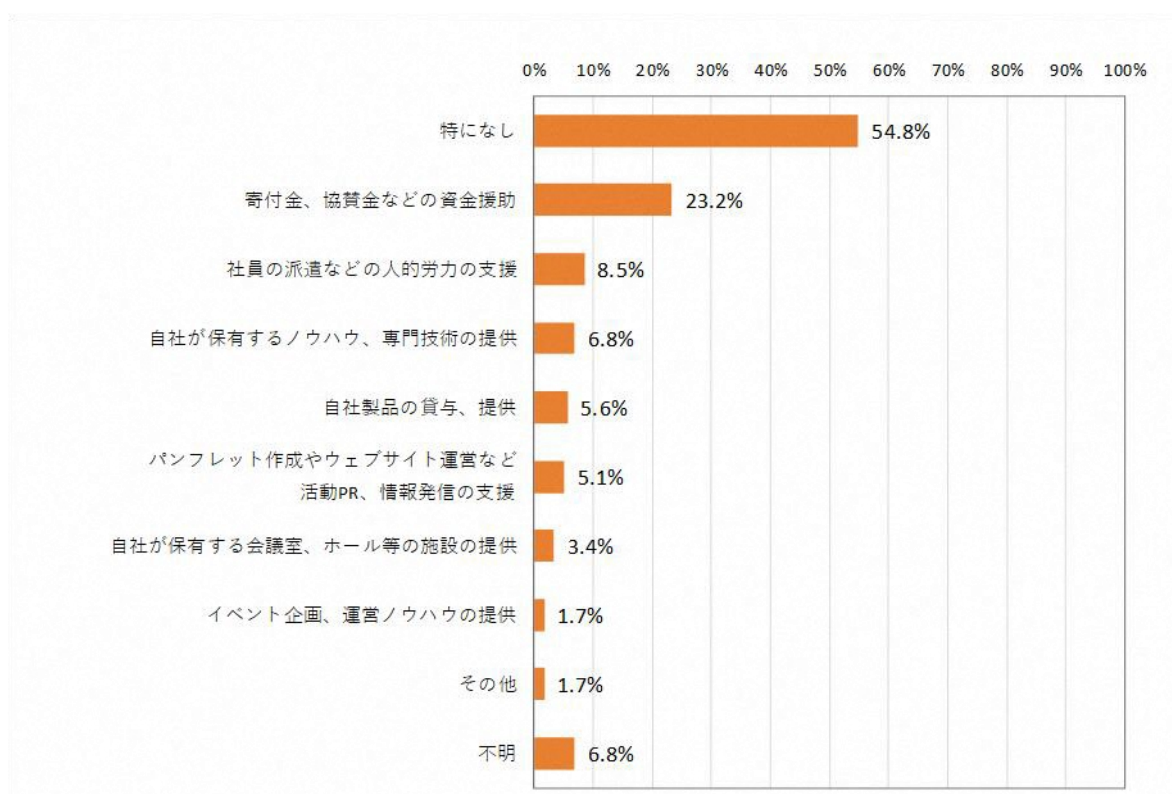
3 区や市民と協力、支援できる活動分野

- ◆「ごみの減量・分別やリサイクル*の推進」が最も多く、次いで、「省エネルギー*活動など温室効果ガス*排出量の削減対策」、「環境イベントなどの参加」となっている。



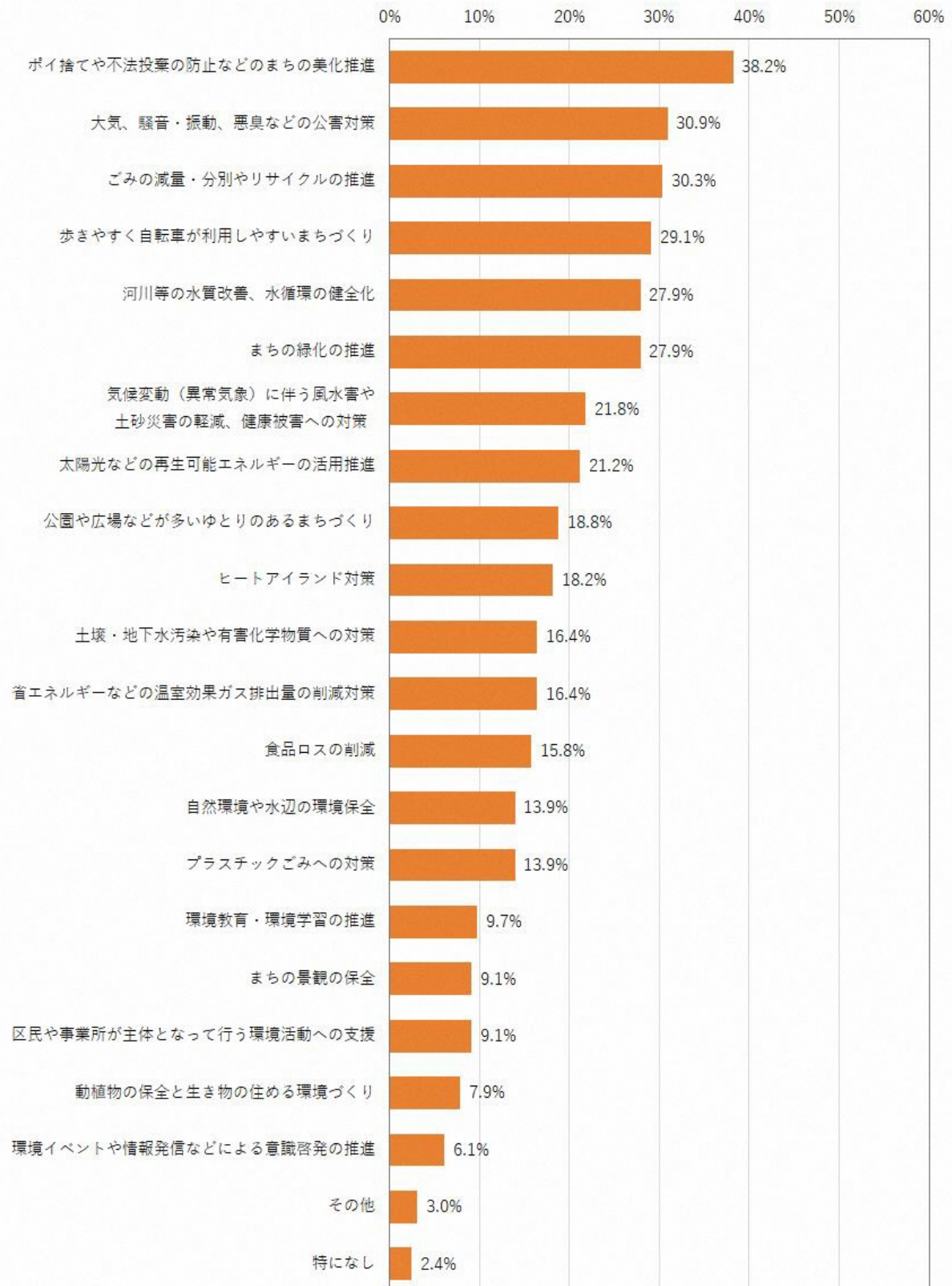
4 区や市民に協力、支援できる取組み

- ◆「特になし」が半数以上の中、「寄付金、協賛金などの資金援助」、「社員の派遣などの人的労力の支援」などの回答を得た。



5 区が重点的に取り組むべき環境施策

- ◆「ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進」が36.7%と最も多い。
- ◆次いで「大気、騒音・振動、悪臭などの公害対策」、「ごみの減量・分別やりサイクル*の推進」、「まちの緑化の推進」が約3割となっている。



3 北区環境基本計画 2015 の進捗評価

評価の考え方

- ・現行の「北区環境基本計画 2015」で示されている環境目標が達成され、目標とする環境像「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」の実現へとつながっているかどうか、総合評価を実施します。
- ・成果指標の定量的な目標に対する評価とともに、取組み状況に対する定性的な評価を加えた総合評価を実施します。

評価基準の設定

- ・評価基準のうち、「成果指標」については、「目標達成済み」を◎、「目標は達成していないが、計画策定時より向上」を○、「取組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず」を△、「検討中」及び「未実施」を×としました。
- ・また、区民の目線による計画の進捗評価として、令和3年6月に実施した環境に関する区民アンケート調査における「環境の満足度」の回答結果をふまえ、◎、○、△の3段階評価としました。

評価指標		示すもの	評価基準
施策実施の成果	成果指標	施策の実施成果を現したものを	◎：目標達成済み ○：目標は達成していないが、計画策定時より向上 △：取組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず。 ×：検討中及び未実施
	満足度	施策の実施効果を示すものを	◎：策定時より5%以上増加 ○：策定時と同程度 △：策定時より5%以上減少
総評		実施状況、満足度を総合的に評価したものを	A：現行計画の方針、事業を継続 B：現行計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し C：現行計画の方針、事業内容等を再検証

満足度の評価基準：地区の環境について「満足」「まあ満足」「普通」と回答した区民の割合

評価項目	満足	まあ満足	普通	満足度	やや不満	不満	不明
①空気のきれいさ、さわやかさ	5.4%	21.5%	55.1%	82.0%	14.1%	2.2%	1.6%
②水や水辺のきれいさ	3.9%	22.9%	54.1%	80.9%	14.5%	2.6%	2.0%
③静かで穏やかな生活	10.1%	28.5%	43.2%	81.8%	12.9%	3.9%	1.4%
④移動のしやすさ（区内の移動及び区外への移動）	31.6%	38.6%	23.5%	93.7%	3.4%	1.2%	1.6%
⑤自然や生きものの豊かさ	4.4%	23.9%	56.9%	85.2%	11.3%	1.5%	2.0%
⑥暮らしの中のうるおい（公園・まち中のみどりなど）	7.3%	29.3%	46.5%	83.0%	12.4%	2.6%	2.0%
⑦まち並みの美しさ（景観、ポイ捨て防止など）	2.3%	16.6%	51.2%	70.1%	22.3%	5.7%	2.0%
⑧持続可能な資源循環（3R*など）	2.6%	11.8%	70.7%	85.1%	10.7%	1.5%	2.7%
⑨地球温暖化*に配慮した暮らし（省エネ、再エネなど）	2.5%	8.9%	69.0%	80.3%	15.9%	1.7%	2.1%
⑩災害などからの安全性（風水害対策、感染症・熱中症対策など）	3.1%	16.9%	57.1%	77.0%	17.5%	3.6%	2.0%

評価結果

「基本目標1 北区の環境を育むきずなづくり」の進捗評価

基本目標

北区でくらすあらゆる世代が、北区の特徴である豊かな自然を「ふるさと」として感じられるような意識づくりとともに、体験教室や交流会といった環境関連イベント開催によって、経験をおとした行動の定着を目指します。

区の自然環境を維持したい（守りたい）という意識を世代間で共有し、あらゆる区民が身近な自然を感じるとともに、区民・中小企業の活動の支えとなる基盤の整備を進めます。

施策の方向性

- 1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり
- 1-2 環境経営の促進
- 1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
北区環境大学事業での開催講座数	維持	68回	67回	68回	36回	34回	34回	38回	26回	○
環境学習拠点の利用人数 ①エコー広場館 ②自然ふれあい情報館 ③みどり環境の情報館	増加	①7.32万人 ②4.14万人 ③1,990人	①7.83万人 ②3.70万人 ③278人※	①5.76万人 ②5.40万人 ③265人※	①7.66万人 ②4.67万人 ③2,942人	①7.49万人 ②5.03万人 ③4,202人	①7万人 ②4.68万人 ③4,202人	①7万人 ②3.9万人 ③2,710人	①4.34万人 ②4.40万人 ③3,469人	○
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数	表彰・公表制度の構築・運用	新規	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	×
新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数 (中小企業者等)	増加	2件	20件	18件	13件	15件	16件	10件	14件	◎
環境経営に関するセミナーへの参加者数	増加	5社	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	×
環境学習拠点における情報発信回数	現状維持	定期的に実施	46回	56回	50回	50回	52回	50回	53回	◎
区内の環境を学ぶための啓発資料の作成数	現状維持	定期的に実施	1,830回	2,268回	3,730部	3,360部	3,850部	3,660部	4,838部	◎
有識者や高齢者等が有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みの構築	制度構築・運用	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	×

◆参考：区民アンケート調査による重要度（全回答項目中の順位）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
環境教育*・環境学習の推進	10/11	17/20	○
環境イベントや情報発信などによる意識啓発の推進	9/11	19/20	○
区民や事業所が主体となつて行う環境活動への支援	11/11	20/20	○

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「環境を育むきずなづくり」を目指し、各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、自然観察会の開催、北区環境大学をはじめとする環境人材づくりなどの取組みを進めています。</p> <p>成果指標については、区民の参加を前提とする指標のため、新型コロナウイルス感染*拡大防止措置（施設利用制限、講座・イベント開催中止など）の影響もあり、取組みは実施しましたが計画策定時から目立った成果はあがりません。さらに、未実施の取組みや当初計画を下回る項目があります。</p> <p>区民アンケート結果でも、環境活動についての施策に対する重要度の認識は低い状態となっています。</p> <p>今後は、より区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法について工夫をこらすとともに、参加したくなる講座やイベント開催を企画、実施していく必要があります。また、既存の取組みで進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

「基本目標 2 安全・安心な区民生活環境の確保」の進捗評価

基本目標

良好な生活環境と区の魅力は密接に関係しています。

身近な生活環境に関する課題に対しては、地域の実情を熟知した北区が主体的に関わることを基本とし、広域的な課題解決に関しては国や東京都、関係機関と連携しつつ、総合的に対策を進めます。

施策の方向性

- 2-1 身近な環境問題に関する取組み
- 2-2 包括的な化学物質対策
- 2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
騒音・振動等に関する工場・事業場への指導回数	現状維持	定期的に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	現況届出書に基づく立入調査、講習会、苦情発生時等に実施	◎
環境美化キャンペーンの開催回数	現状維持	定期的に実施	10回（延べ504名参加）	10回（延べ444名参加）	10回（延べ478名参加）	7回（延べ476名参加）	5回（延べ206名参加）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止	5回（延べ163名参加）	◎
化学物質の適正管理に関する情報発信	現状維持 情報の充実	定期的に実施	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	周知方法の拡充を検討中	ホームページの内容を拡充	△
有害ガス排出工場・指定作業場調査における規制基準適合状況	すべて 規制基準 以内	2事業所で 規制基準超過	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	すべて 規制基準 以内	◎
光化学オキシダントやPM2.5に関する情報発信	現状維持 情報の充実	定期的に 実施	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	北区ニュース：1回 ホームページ：公表中	◎
ヒートアイランド対策に関する情報発信	情報の充実	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	×
大気汚染物質の測定	現状維持	定期的に 実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	◎

◆区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
空気のさわやかさ、きれいさ	77.7%	82.0%	○
におい（悪臭がしないこと）	78.4%	82.0%	○
水と水辺のきれいさ	76.2%	80.9%	○
まわりの静けさ	73.5%	81.8%	◎
星のみやすさ	77.7%	82.0%	○
地域内の清潔さ	77.2%	70.1%	△
地球温暖化*・ヒートアイランド現象*に関する取組み	69.1%	80.3%	◎

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「安全・安心な区民生活環境の確保」を目指し、法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組みを進めており、大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準*をほぼ達成しています。</p> <p>成果指標については、概ね当初計画を達成しています。</p> <p>区民アンケート結果では、地域内の環境美化に関する満足度が落ち込んだ以外は上昇しています。</p> <p>引き続き、区民の高い満足度を維持していくため、実施中の事業を継続しながら、地域内の環境美化についての対策の改善・強化を行っていく必要があります。</p>	A

「基本目標3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区」の進捗評価

基本目標

区民や中小企業に対する省エネ促進や再エネ導入などの低炭素社会*推進の取組みとともに、3R*の一層の徹底など、循環型社会*を構築していくための取組みを継続的に進めます。

施策の方向性

- 3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策
- 3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入
- 3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
新エネルギー及び省エネルギー機器の導入助成件数	増加	775件	246件	253件	356件	262件	280件	342件	261件	◎
省エネ・再エネ設備導入技術講習の実施	現状維持	新規（平成26年度より実施）	3回	3回	2回	2回	マンション管理無料セミナーにて省エネに関する説明を実施	未実施	未実施	×
環境活動自己診断事業への参加者数	増加	回収数1,655枚	回収数1,641枚	回収数1,854枚	回収数1,680枚	回収数1,674枚	回収数1,841枚	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中	回収数1,781枚	◎
家庭・事業所での優れた取り組みに対する表彰・公表数	表彰・公表制度の構築・運用	新規	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	△
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	増加	25施設	25施設	27施設	31施設	34施設	35施設	36施設	39施設	◎
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	適宜更新	113機	123機	185機	185機	119機	119機	138機	136機	◎
エコ広場館の年間利用人数	増加	7.32万人	7.83万人	5.76万人	7.66万人	7.49万人	7万人	4.29万人	4.34万人	○
区民1人1日あたりのごみ総排出量※	700g	881g	849g	822g	813g	804g	798g	790g	集計中	○
区民1人1日あたりのごみ排出量※	563g	718g	687g	665g	662g	660g	647g	637g	集計中	○

「ごみ排出量」：区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、区の許可業者が収集する持ち込みごみの合計量
「ごみ総排出量」：ごみ排出量に区が回収する資源と集団回収により回収される資源を加えた量

◆区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
省エネルギー*活動の周知	75.3%	80.3%	◎
地球温暖化*・ヒートアイランド現象*に関する取組み	69.1%	80.3%	◎
災害からの安全性	69.2%	77.0%	◎
リサイクル*への取組み	88.1%	85.1%	○

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「みんなで目指す低炭素*・循環型の北区」を目指し、省エネ行動の周知・啓発活動、省エネ・再エネ機器の導入支援、3R*行動の周知などの取組みを進めています。</p> <p>成果指標については、概ね当初計画の見込みどおりの進捗となっていますが、ごみ排出量は計画策定時に比べて進捗しましたが、目標は未達成となっています。</p> <p>区民アンケート結果では、地球温暖化対策に関する満足度が上昇していますが、リサイクルへの取組みについては満足度が下降しています。</p> <p>引き続き、2050年カーボンニュートラル*の実現を目指し、実施中の事業に加え、新たな地球温暖化対策、気候変動対策、ごみ減量・資源循環対策の充実・強化を行っていく必要があります。</p>	A

「基本目標4 区民と自然が共生できる仕組みづくり」の進捗評価

基本目標

北区には、人々に親しまれる河川と崖線の緑や湧水などの自然が残っています。

緑は、日差しを遮る、気温を下げる、風を弱めることで、人に潤いややすらぎを与えます。さらには、火災の延焼防止、生け垣化による地震発生時のブロック塀等の倒壊による災害減少など、防災上の機能も期待されます。このようなかけがえのない水辺や緑を守るため、北区では、長期的な視野を持ち、生物多様性*に係る意識の醸成、緑の保全と創出、健全な水循環を確保していくための仕組みづくりを進めます。

施策の方向性

- 4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進
- 4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり
- 4-3 環境保全上健全な水循環の回復

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
環境リーダー養成講座の実施	継続	実施	25回	25回	19回	19回	32回 延べ参加者計 306名	35回 延べ参加者計 296名	41回 延べ参加者計 345名	○
区内の生きものの調査結果を活用した学習会等の参加者数	増加	502名	404名	498名	279名	426名	437名	427名	424名	○
北区環境大学講座の参加者数	増加	延べ1,457名	延べ1,168名	延べ1,505名	延べ871名	延べ721名	延べ829名	延べ766名	延べ289名	○
生垣造成助成の長さ（累計）	増加	5,576m	5,701m	5,792m	5,800m	5,858m	5,874m	5,897m	5,922m	◎
延長20m以上の接道緑化の総延長（累計）	増加	31,610m	40,888m	48,084m	47,878m	52,364m	56,317m	59,828m	64,188m	◎
緑被率（1㎡以上）	20%	19.05%	19.05%	19.05%	19.05%	18.43%	18.43%	18.43%	18.43%	△
区内の生きものの調査を活用した緑化指針等の策定	策定	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	×
湧水地点数	現状維持	12地点	12地点	12地点	13地点	14地点	14地点	13地点	13地点	◎
河川生物生息調査によるモニタリング	継続	実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	◎

◆区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
生きものの豊かさ	72.8%	85.2%	◎
自然の豊かさ	74.9%	85.2%	◎
公園・街路樹、生垣、屋敷地などのみどりの豊かさ	78.6%	83.0%	○
自然との親しみやすさ	76.9%	83.0%	◎
水と水辺のきれいさ	76.2%	80.9%	○
ゆとりのある空間（公園、広場）の多さ	75.1%	83.0%	◎

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「区民と自然が共生できる仕組みづくり」を目指し、生物多様性*の保全に向けた調査の実施、生物保全対策、公園・緑地などの整備、まちなか緑化などの取組みを進めています。</p> <p>成果指標については、区民の参加を前提とする指標は、新型コロナウイルス感染*拡大防止措置（施設利用制限、講座・イベント開催中止など）の影響もあり、計画策定時から目立った成果はあがりませんが、緑化に関する成果指標は概ね当初計画を達成しています。</p> <p>区民アンケート結果では、生きものの豊かさ、自然の豊かさ、みどりの豊かさなど、全ての項目で満足度が向上しています。</p> <p>引き続き、区民の高い満足度を維持していくため、実施中の事業を継続しながら、みどりの「量」の確保とともに、生物多様性の保全を含めたみどりの「質」を高めていくための対策の充実・強化を行っていく必要があります。</p>	A

4

北区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗評価

評価の考え方

- ・ 現行の「北区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示されている基本方針が実施され、削減目標の達成へとつながっているかどうか、総合評価を実施します。
- ・ 成果指標の定量的な目標に対する評価とともに、取組み状況に対する定性的な評価を加えた総合評価を実施します。

評価基準の設定

- ・ 評価基準のうち、「成果指標」については、「目標達成済み」を◎、「目標は達成していないが、計画策定時より向上」を○、「取組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず」を△、「検討中」及び「未実施」を×としました。
- ・ また、区民、事業者の目線による計画の進捗評価として、令和3（2021）年6月に実施した環境に関する市民、事業者アンケート調査における「環境配慮行動の実践状況」、「地球温暖化*対策につながる設備機器の導入状況」の回答結果の変化を考慮しました。（平成29（2017）年10月に実施した区民・事業者意識調査における設問や選択肢が今回実施したアンケート調査と異なり、単純比較が困難なため、評価基準は設けずに参考データとしています。）

評価指標		示すもの	評価基準
施策実施の成果	成果指標	施策の実施成果を現したもの	◎：目標達成済み ○：目標は達成していないが、計画策定時より向上 △：取組みを実施したが、計画策定時より改善が見られず ×：検討中及び未実施
	行動実践率	施策の実施効果を示すもの	—
	設備導入率	施策の実施効果を示すもの	—
総評		実施状況、満足度を総合的に評価したもの	A：現行計画の方針、事業を継続 B：現行計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し C：現行計画の方針、事業内容等を再検証

削減目標の達成状況

温室効果ガス排出量の削減目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減

単位：千t-CO₂

	2013年度 (基準年)	2030年度 (目標値)		2018年度※ (実績値)		
		目標値	削減率	排出量	削減率	
二酸化炭素	産業部門	113	80	▲29%	82	▲27%
	業務その他部門	364	275	▲25%	414	14%
	家庭部門	502	376	▲25%	440	▲12%
	運輸部門	191	130	▲32%	154	▲19%
	廃棄物部門	40	32	▲21%	43	8%
	小計	1,211	893	▲26%	1,133	▲1%
その他の温室効果ガス	61	46	▲24%	97	6%	
合計	1,272	939	▲26%	1,229	▲0.3%	

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表値

エネルギー消費量の削減目標

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で9%削減

	2013年度 (基準年)	2030年度 (目標値)		2018年度※ (実績値)	
		目標値	削減率	消費量	削減率
産業部門	1,262	1,085	▲14%	1,038	▲18%
業務その他部門	3,300	3,296	▲0.1%	3,875	17%
家庭部門	5,214	5,089	▲2%	4,944	▲5%
運輸部門	2,480	1,734	▲30%	2,029	▲18%
合計	12,255	11,204	▲9%	11,886	▲3%

※オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表値

【参考データ】環境に関する取組み状況について「取り組んでいる」と回答した区民の割合

評価項目	取り組んでいる	今後 取り組みたい	取り組むのは 難しい	不明
不要な照明やテレビはこまめに消す	83.5%	10.6%	2.6%	3.3%
冷暖房は、夏 28℃冬 20℃の室温を目安にしている	56.8%	27.3%	13.8%	2.1%
水を使う時は流しっぱなしにせず、溜めて使う	58.5%	32.7%	7.0%	1.7%
買い物のときはマイバッグを持参する	88.7%	5.9%	3.4%	2.0%
できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う	85.0%	10.0%	2.8%	2.2%
環境にやさしいエコ・ドライブ*を実践している	36.5%	34.9%	18.9%	9.6%
自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	25.7%	40.3%	29.3%	4.7%
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している	3.7%	42.4%	48.8%	5.0%

【参考データ】区民の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	導入済み	導入検討中 (予定含む)	予定はないが 関心はある	関心はない 該当しない	不明
住宅用太陽光発電システム*	2.0%	0.9%	56.2%	36.7%	4.3%
住宅用太陽熱利用システム	1.0%	0.5%	56.5%	38.1%	3.9%
ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ	21.8%	2.6%	48.7%	23.7%	3.2%
壁、床、天井などの断熱	24.2%	2.8%	49.9%	19.1%	3.9%
エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	19.7%	3.4%	51.0%	22.1%	3.7%
電力消費や待機電力の少ない家電製品	32.6%	17.7%	40.6%	6.5%	2.6%
LEDなどの高効率照明	67.5%	10.3%	17.6%	2.6%	2.0%
家庭用燃料電池*装置（エネファーム）	3.8%	1.7%	59.0%	31.5%	3.9%
家庭用蓄電池システム	1.5%	2.1%	60.4%	32.1%	3.9%
HEMS*	0.7%	1.5%	47.5%	43.2%	7.1%
再生可能エネルギー*、自然エネルギー由来の電力	0.9%	2.3%	61.7%	30.1%	4.9%
排出ガスが少なく燃費の良い自動車	9.0%	6.5%	46.9%	33.3%	4.3%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッドカー	7.7%	5.7%	47.2%	34.6%	4.8%
電気自動車（EV）	0.9%	4.1%	50.1%	40.2%	4.8%
燃料電池自動車（水素自動車）	0.4%	1.6%	48.8%	44.2%	5.0%
雨水浸透・貯留設備	1.6%	0.9%	51.4%	41.2%	4.9%

【参考データ】環境に関する取組み状況について「取り組んでいる」と回答した事業者の割合

	既に取り組んでいる	取組みを検討中	取り組む予定はない	当社には該当しない	不明
温室効果ガス*排出量の把握・抑制	18.1%	14.7%	16.9%	47.5%	2.8%
特定フロンの使用削減	18.1%	9.0%	12.4%	58.2%	2.3%
電気やガス使用量の削減など省エネルギー*の実践	58.8%	13.6%	13.0%	13.6%	1.1%
省エネルギー診断等の受診	10.7%	16.9%	43.5%	26.6%	2.3%
水の有効利用（雨水利用等）	6.2%	10.2%	40.1%	41.2%	2.3%
低公害車・低燃費車の利用	38.4%	19.2%	18.6%	22.0%	1.7%
エコ・ドライブ*の実践	46.9%	13.6%	15.3%	23.2%	1.1%
共同輸配送等の物流の合理化	11.9%	10.2%	18.6%	55.9%	3.4%
ライフサイクルに配慮した原材料の調達	10.7%	10.2%	15.3%	61.0%	2.8%
廃棄物の減量化や有効利用、再利用	42.9%	15.3%	9.0%	31.1%	1.7%
ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS(環境マネジメントシステム*)の導入	10.2%	11.9%	32.2%	42.4%	3.4%
社員に対する環境教育*の実施	27.1%	26.0%	29.4%	14.7%	2.8%
環境情報の開示（CSR レポート等）	7.9%	13.0%	36.7%	38.4%	4.0%
再生可能エネルギー*などを電源とした CO ₂ 排出係数*の低い電力会社の利用	6.2%	6.8%	42.9%	40.7%	3.4%
カーボンオフセット*の利用（オフセット・クレジットの購入）	1.1%	2.8%	36.7%	55.9%	3.4%
脱炭素*経営に向けた計画や方針の作成	1.7%	6.2%	35.6%	53.1%	3.4%
SBT の認定取得、RE100、TCFD などへの参画	0.0%	4.0%	27.1%	64.4%	4.5%

【参考データ】事業者の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

	導入済み	導入検討中（予定含む）	予定はないが関心はある	関心はない該当しない	不明
LED などの高効率照明	64.4%	14.7%	15.3%	3.4%	2.3%
高効率ボイラー、モーターなどの動力機	9.0%	4.0%	14.1%	69.5%	3.4%
ヒートポンプ、潜熱回収、ガスエンジンなどの高効率空調機	8.5%	3.4%	16.9%	67.2%	4.0%
冷水・冷却水ポンプ、空調機などのインバーター制御	12.4%	1.7%	23.2%	59.3%	3.4%
コージェネレーションシステム*	0.0%	2.8%	18.1%	74.6%	4.5%
建築物の省エネ性能の向上	9.0%	6.2%	31.1%	50.3%	3.4%
高効率な自家発電設備	5.1%	4.5%	30.5%	56.5%	3.4%
BEMS*（ビルエネルギーマネジメントシステム）	0.0%	2.8%	20.3%	72.9%	4.0%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー	23.2%	12.4%	31.1%	31.1%	2.3%
電気自動車（EV）	4.5%	11.9%	47.5%	32.2%	4.0%
燃料電池*自動車（水素自動車）	1.1%	5.6%	45.2%	44.1%	4.0%
太陽光発電システム*	4.5%	4.5%	46.3%	41.2%	3.4%
蓄電池システム	1.2%	3.6%	48.5%	43.0%	3.6%

評価結果

「基本方針1 低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及」の進捗評価

基本目標

北区から排出される二酸化炭素の内訳を見ると、家庭での日常生活に由来するものが約40%、事務所等での業務活動に由来するものが約30%となっています。今後、世帯数や事務所の床面積の増加により、家庭や事務所等からの二酸化炭素の排出量も増加することが見込まれます。

省エネルギー*等の地球環境に配慮した行動は、気軽に取り組むことができるものがあるほか、電気代の節約等のメリットもあります。そうした情報発信を強化しながら、地球環境に配慮した行動の意識啓発を進め、低炭素*型のライフスタイル・ワークスタイルの普及・定着を図っていきます。

施策の方向性

- 1-1 家庭での取組みの促進
- 1-2 事業所での取組みの促進
- 1-3 区民・事業者の連携の促進

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
省エネ技術講習（マンション省エネセミナー等）の実施	増加	新規（平成26年度より実施）	2回	マンション管理無料セミナーにて省エネに関する説明を実施	未実施	未実施	○
環境学習拠点の利用人数 ①エコー広場館 ②自然ふれあい情報館 ③みどりと環境の情報館	増加	①7.32万人 ②4.14万人 ③1,990人	①7.49万人 ②5.03万人 ③4,202人	①7万人 ②4.68万人 ③4,202人	①7万人 ②3.9万人 ③2,710人	①4.34万人 ②4.40万人 ③3,469人	○
HEMS助成件数	累計100件	新規	7件	7件	17件 累積42件	19件 累積61件	○
ごみ減量・3R活動の啓発活動	推進	推進	推進	推進	推進	推進	◎
「北区自転車ネットワーク計画」の策定	策定	新規	検討中	策定	策定	策定	◎
事業所の省エネに関するセミナーへの参加者数	増加	新規	未実施	未実施	未実施	未実施	×
環境マネジメントシステム認証による優遇制度の検討	制度構築・	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
立入検査の実施件数	維持・推進	35件	36件	34件	12件	6件	◎
廃棄物管理責任者講習会の参加者数	維持・推進	54人	45人	49人	41人※	49人	○
カーボン・オフセット商品に関する情報発信	情報の充実	新規	準備中	準備中	準備中	準備中	×
びん・缶回収量	維持・増進	3,596 t	3,461 t	3,440 t	3,812 t	3,698 t	◎

※新型コロナウイルス感染*拡大防止のため一時休館・イベント中止あり

◆参考：環境に関する取組み状況 「取り組んでいる」と回答した区民の割合

評価項目	策定時	令和3年度
不要な照明やテレビはこまめに消す	57.1%	83.5%
冷暖房は、夏 28℃冬 20℃の室温を目安にしている	62.8%	56.8%
水を使う時は流しっぱなしにせず、溜めて使う	54.1%	58.5%
買い物のときはマイバッグを持参する	59.2%	88.7%
できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う	58.6%	85.0%
環境にやさしいエコ・ドライブ*を実践している	19.6%	36.5%
自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	23.0%	25.7%
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している	6.9%	3.7%

◆参考：環境に関する取組み状況 「取り組んでいる」と回答した事業者の割合

評価項目	策定時	令和3年度
温室効果ガス*排出量の把握・抑制	9.0%	18.1%
電気やガス使用量の削減など省エネルギー*の実践	68.5%	58.8%
省エネルギー診断等の受診	—	10.7%
エコ・ドライブの実践	36.3%	46.9%
ライフサイクルに配慮した原材料の調達	18.7%	10.7%
廃棄物の減量化や有効利用、再利用	85.7%	42.9%

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、「みんなで目指す低炭素*・循環型の北区」を目指し、省エネ行動の周知・啓発活動、3R*行動の周知などの取組みを進めています。</p> <p>成果指標のうち、省エネ技術講習や環境学習拠点の年間利用人数については新型コロナウイルス感染*拡大防止措置のため、令和2（2020）年度以降の実績は休止もしくは減少となっていますが、令和元（2019）年度実績では計画策定時より増加しています。また、ごみ排出量は計画策定時に比べて進捗しましたが、目標は未達成となっています。</p> <p>区民・事業者アンケート結果では、省エネ行動が習慣として定着しつつある様子がうかがえます。</p> <p>引き続き、より区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法について工夫をこらすとともに、参加したくなる講座やイベント開催を企画、実施していく必要があるほか、既存の取組みで進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

「基本方針2 省エネ・再エネ・蓄エネシステムの普及」の進捗評価

基本目標

家庭や事務所等において、エネルギーの利用効率を高めることや、再生可能エネルギー*等の導入により自らエネルギーを創ること、自ら創り出したエネルギーを蓄電池等で貯めておき、必要に応じて利用することに取り組むことが重要です。

このため、技術動向や市場の動向を把握しながら、省エネ・再エネ・蓄エネシステムの効果的な支援方策を検討し、家庭や事務所等での普及を促進していきます。また、災害時の活用を視野に入れた再生可能エネルギー等の導入を検討します。

さらに、駅周辺における再開発の構想等と合わせて、情報通信技術を活用してエネルギーをマネジメントするシステムや省エネ・再エネ・蓄エネを総合的に組み合わせたシステムなどの導入を検討します。

施策の方向性

- 2-1 住宅・建築物等でのシステムの普及
- 2-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入
- 2-3 次世代自動車*の普及

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
区有施設への新エネルギー機器の導入件数	増加	27施設	34施設	35施設	36施設	39施設	◎
街灯のLED照明への改修数	増加	4,996灯	6,226灯	6,946灯	7,463灯	8,215灯	◎
新エネルギー及び省エネルギー機器の導入助成件数	300件	253件	262件	280件	342件	261件	◎
省エネ技術講習（マンション省エネセミナー等）の実施	増加	新規（平成26年度より実施）	2回	マンション管理無料セミナーにて省エネに関する説明を実施	未実施※	未実施※	○
他自治体等との連携による再生可能エネルギーの活用	検討	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
区有施設への非常用発電機の導入件数	適宜更新	185機 (避難所60箇所全整備)	119機 (避難所58箇所全整備)	119機 (避難所58箇所全整備)	138機 (避難所58箇所全整備)	136機 (避難所57箇所全整備)	◎
公有車導入における環境配慮制度の検討	制度の構築・運用	新規	制度の構築・運用	制度の構築・運用	制度の構築・運用	制度の構築・運用	◎
充電設備等の設置支援事業	支援事業の構築・運用	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×

※新型コロナウイルス感染*拡大防止のため一時休館・イベント中止あり

◆参考：区民の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	策定時	令和3年度
住宅用太陽光発電システム*	2.7%	2.0%
壁、床、天井などの断熱	15.7%	24.2%
エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	10.6%	19.7%
電力消費や待機電力の少ない家電製品	—	32.6%
LEDなどの高効率照明	60.7%	67.5%
家庭用燃料電池*装置（エネファーム）	2.4%	3.8%
家庭用蓄電池システム	1.5%	1.5%
HEMS*（ホームエネルギーマネジメントシステム）	1.5%	0.7%
再生可能エネルギー*、自然エネルギー由来の電力	—	0.9%
排出ガスが少なく燃費の良い自動車	9.1%	9.0%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー		7.7%
電気自動車（EV）		0.9%
燃料電池自動車（水素自動車）		0.4%

◆参考：事業者の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	策定時	令和3年度
LEDなどの高効率照明	31.9%	64.4%
高効率ボイラー、モーターなどの動力機	—	9.0%
コージェネレーションシステム*	0.6%	0.0%
建築物の省エネ性能の向上	5.9%	9.0%
高効率な自家発電設備	—	5.1%
BEMS*（ビルエネルギーマネジメントシステム）	0.8%	0.0%
ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッド・カー	14.7%	23.2%
電気自動車（EV）		4.5%
燃料電池自動車（水素自動車）		1.1%
太陽光発電システム	2.3%	4.5%
蓄電池システム	—	1.2%

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、区有施設における省エネ・再エネ設備の導入、区民への省エネ・再エネ設備の導入支援などの取組みを進めています。</p> <p>成果指標については、概ね当初計画を達成しています。</p> <p>区民・事業者アンケート結果では、建物の省エネ性能の向上、ハイブリッドカーなどの導入が進んでいます。</p> <p>引き続き、省エネ機器への転換、再生可能エネルギー*設備の導入を進めていく必要がありますが、区の市街地構造から再生可能エネルギー設備の大幅な増加が困難な状況となっています。そのため、検討中となっている他自治体等との連携による再生可能エネルギーの活用方策について、積極的に検討・事業化を図っていく必要があります。</p>	B

「基本方針3 気候変動への適応策の推進」の進捗評価

基本目標

北区を含む東京の大都市圏では、地球温暖化*とヒートアイランド現象*による2つの温暖化が同時に進んでおり、局所的な集中豪雨や熱中症等の健康被害が顕在化しています。

このため、区全域で緑地や水辺空間を増やすとともに、その冷却効果を高めるため、水辺や公園の緑を、街路樹や敷地内の緑でつないでいくことにより、水と緑のネットワーク化を図っていきます。あわせて熱中症の予防のための情報提供や意識啓発を図るとともに、まちなかで涼しく快適に過ごすことができる場所の創出や普及を進めていきます。

また、区全域で緑地を含む雨水の浸透面積の拡大を図っていきます。

施策の方向性

3-1 ヒートアイランド現象の緩和

3-2 集中豪雨等による水害への対策

3-3 熱中症対策の推進

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
建築物のヒートアイランド対策支援件数	増加	40件	53件	36件	80件	77件	◎
緑被率（1㎡以上）	20%	19.05%	18.43%	18.43%	18.43%	18.43%	△
生垣造成助成の長さ（累計）	増加	5,576m	5,858m	5,874m	5,897m	5,922m	◎
延長20m以上の接道緑化の総延長（累計）	増加	31,610m	52,364m	56,317m	59,828m	64,188m	◎
緑化指針等の策定	増加	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
みどりの協定の締結	増加	住民：3箇所 事業所等：2箇所	住民：3箇所 事業所等：1箇所	住民：4箇所 事業所等：0箇所	住民：2箇所 事業所等：0箇所	住民：2箇所 事業所等：0箇所	△
防災気象情報メール配信サービス登録者数	増加	12,117人	13,004人	15,594人	16,822人	34,403人※	◎
学校や公園等への雨水流出抑制施設の整備	推進	10箇所	12箇所	12箇所	9箇所	10箇所	△
雨水浸透施設等の設置支援件数	推進	7件	3件	0件	0件	0件	×
地域版シェアマップの作成	作成	新規	検討中	検討中	検討中	検討中	×
熱中症対策グッズの配布	推進	クールスカーフ 7,600個	クールスカーフ 9,000個	クールスカーフ 9,500個	クールスカーフ 9,000個	クールスカーフ 9,500個	◎

※防災気象情報メールと区民情報メールとの統合に伴い、合算した数値を掲載（策定時は「防災気象情報メール」）

◆参考：区民アンケート調査による評価（満足+まあ満足+普通）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
地球温暖化*・ヒートアイランド現象*に関する取組み	69.1%	80.3%	◎

◆参考：環境に関する取組み状況「取り組んでいる」と回答した区民の割合

評価項目	策定時	令和3年度
自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	9.4%	25.7%

◆参考：区民の地球温暖化対策につながる設備機器の導入状況

評価項目	策定時	令和3年度
雨水浸透・貯留設備	3.0%	1.6%

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、建築物等の蓄熱抑制に向けた支援、緑化の支援などの取組みのほか、水害などの防災意識啓発や熱中症予防に向けた支援などの取組みを進めています。</p> <p>成果指標については、概ね当初計画を達成している項目が多くなっていますが、未実施の取組みがあります。</p> <p>区民アンケート結果では、区の適応策*・ヒートアイランド対策に対する評価は高くなっています。</p> <p>引き続き、ヒートアイランドの緩和に向けた緑化支援や防災能力の向上に向けた整備を着実に継続していく必要があります。また、区民の防災意識の向上に向けて、情報発信の方法について検討を行っていく必要があります。</p>	B

「基本方針4 エコ活動を支える人・コミュニティづくり」の進捗評価

基本目標

地球温暖化*は、家庭での日常生活や事務所等での業務活動に起因していることから、その対策は、区民・事業者・区が一体となって取り組むことが重要です。

そのため、これまでエコ活動に参加していなかった区民や事業者にも関心をもってもらえるような工夫を行うことも含めて、環境学習の推進を図るとともに、区民・事業者・区が連携・協働して、エコ活動に取り組むための場や機会の充実を図ります。

また、学校と連携しながら、次世代を担う子どもたちへの環境教育*の充実を図ります。

施策の方向性

4-1 環境リーダーの育成

4-2 子どもの頃からの環境教育・環境学習の推進

4-3 区民・事業者主体の活動支援

◆成果指標の評価（目標・進捗状況）

成果指標	具体的な目標	策定時	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	評価
環境活動自己診断事業への参加者数	増加	回収数1,655枚	回収数1,674枚	回収数1,841枚	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中	回収数1,781枚	◎
省エネ道場への参加者数	増加	103人	179名	151名	33人※	95人※	○
エコエコツアーへの参加者数	増加	36人	65人	56人	休止※	休止※	○
環境学習拠点の利用人数 ①エコー広場館 ②自然ふれあい情報館 ③みどり環境の情報館	増加	①7.32万人 ②4.14万人 ③1,990人	①7.49万人 ②5.03万人 ③4,202人	①7万人 ②4.68万人 ③4,202人	①7万人 ②3.9万人 ③2,710人	①4.34万人 ②4.40万人 ③3,469人	○
家庭・事業所での優れた取り組みに対する表彰・公表数	表彰・公表制度の構築・運用	新規	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	取組みに向けたプログラムを構築中	×
集団回収実施団体数	維持・推進	369団体	391団体	399団体	393団体	390団体	◎

※新型コロナウイルス感染*拡大防止のため一時休館・イベント中止あり

◆参考：区民アンケート調査による重要度（全回答項目中の順位）

評価項目	策定時	令和3年度	評価
環境教育*・環境学習の推進	10/11	17/20	○
環境イベントや情報発信などによる意識啓発の推進	9/11	19/20	○
区民や事業所が主体となつて行う環境活動への支援	11/11	20/20	○

◆総括評価

評価結果	評価
<p>施策の実施状況についてみると、各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、北区環境大学をはじめとする環境人材づくりなどの取組みを進めています。</p> <p>成果指標の多くが区民の参加を前提とする指標としていることから、新型コロナウイルス感染*拡大防止措置の影響を受けています。令和2（2020）年度以降の実績では、休止もしくは数値が減少となっていますが、令和元（2019）年度実績では計画策定時より増加しています。また、未実施の取組みがあります。</p> <p>区民アンケート結果でも、環境活動についての施策に対する重要度の認識は低い状態となっています。</p> <p>今後は、より区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法について工夫をこらすとともに、参加したくなる講座やイベント開催を企画、実施していく必要があります。また、既存の取組みで進捗が滞っているものについて、推進していく必要があります。</p>	B

5

温室効果ガス排出量の算定方法と将来予測の方法

北区の温室効果ガス排出量の算定方法

- ・北区の温室効果ガス*排出量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表データを活用しています。
- ・オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」では、東京都内の市区町村が、温室効果ガス排出量を算定する際の標準的な手法の共有化を進めており、新たな知見、取得可能なデータの変更にに基づき、2019（令和元）年度に算定方法の一部見直しを行っています。

部門		電力・都市ガスエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	農業は都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。	
	水産業	水産業は島しょ地域のみ算定とし、エネルギー消費原単位に活動量（漁業生産量）を乗じる。	
	建設業	都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。	
民生	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算出する。 ■都市ガス：工業用供給量を計上する。 	都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に当該市区町村の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：市区町村内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■都市ガス：業務用を計上する。 	都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に当該市区町村内の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、都の公有財産等都の統計書や、国有財産等資料から算出する。
運輸	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。 	LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ算出する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	自動車	—	特別区、多摩地域では、都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。島しょ域においては、エネルギー消費原単位に活動量（自動車保有台数）を乗じる。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	2019年度現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
一般廃棄物*		—	廃棄物発生量を根拠に算出する。

将来予測の方法

将来予測にあたっての設定条件

- ・エネルギー消費量、温室効果ガス*排出量の将来予測は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編」を参考としつつ、以下の考え方のもとで推計を行いました。

- ・基準年度を 2013 年度とする。
- ・将来推計に用いる過去トレンドのデータは、電力排出係数*の影響を受けないエネルギー消費量データ、もしくは活動量データとする。
- ・エネルギー消費量もしくは活動量の将来予測値から温室効果ガス排出量への変換は、電力排出係数を最新の 2018 年度値で固定するという観点から、2018 年度の炭素集約度もしくはエネルギー原単位（2018 年度排出量/2018 年度活動量）をもって変換する。

将来予測にあたっての設定条件

- ・以下の複数の推計手法を設定し、推計を行いました。

推計手法		概要	
1	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による推計	・エネルギー消費量当たり CO ₂ 排出量（炭素集約度）、活動量当たりエネルギー消費量、活動量の過去実績から変化率を算出して推計	
2	エネルギー消費量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
3	らの推計	対前年度増加率平均を用いた予測	・エネルギー消費量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
4	活動量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から直線回帰式を設定して推計
5		対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計
6	活動量及び原単位からの推計	活動量、原単位の近似曲線を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から近似曲線を設定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計
7		活動量、原単位の対前年度増加率平均を用いた予測	・活動量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計 ・活動量/原単位でエネルギー消費量を推計

将来予測手法の選択結果

- ・前述の7パターンの推計手法を試算した結果、以下のとおり、6の「活動量、原単位の近似曲線を用いた予測」の予測結果を採用し、削減目標設定の基礎データとしました。

	推計手法	選択結果	選択の理由	
1	オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による推計	×	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果が、過去の排出量動向と著しく乖離している。 ・炭素集約度の予測推計には、電力の排出係数*の改善分も含まれている。 	
2	エネルギー消費量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	×	<ul style="list-style-type: none"> ・部門によっては、予測値が将来時点にマイナス値になるなど増減の理由の説明がつけられない。
3		対前年度増加率平均を用いた予測	△	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量、二酸化炭素排出量とも過去トレンドの傾向と整合しているが、産業部門における減少幅が大きく、予測結果は不確実性が高い。 ・活動量や原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の増減を考慮しておらず、予測精度としては、予測結果は不確実性が高い。
4	活動量のトレンドからの推計	直線回帰を用いた予測	×	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門、家庭部門の予測結果が、過去の排出量動向と著しく乖離している。
5		対前年度増加率平均を用いた予測	×	<ul style="list-style-type: none"> ・業務部門、家庭部門の予測結果が、過去の排出量動向と著しく乖離している。
6	活動量及び原単位からの推計	活動量、原単位の近似曲線を用いた予測	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量、二酸化炭素排出量とも過去トレンドの傾向と整合している。 ・活動量や原単位（活動量当たりエネルギー消費量）の増減を考慮しており、予測精度としては、他の推計パターン3より優る。 ・活動量、原単位とも近似曲線を用いているが、部門によっては採用した近似曲線の相関係数が低く、予測結果は不確実性が高い部門がある。
7		活動量、原単位の対前年度増加率平均を用いた予測	○	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費量、二酸化炭素排出量とも過去トレンドの傾向と整合している。 ・活動量、原単位（活動量当たりエネルギー消費量）とも過去トレンドを考慮しているが、産業部門においては採用した増加率平均の増減幅が大きく、予測結果は不確実性が高い。

北区における気候変動影響の評価

北区における気候変動影響の評価について、国の影響評価（環境省「気候変動影響評価報告書（令和2年12月）」）をもとに、北区の地勢や人口構成、気象の将来予測、さらに北区役所各課へのアンケート調査（気候変動による事務事業への影響に関して）などを踏まえて検討を行いました。検討の結果、北区が優先的に取り組む分野・項目は下表のとおりとします。

分野	大項目	小項目	国の影響評価			優先的に取り組む理由
			重大性	緊急性	確信度	
国の影響評価 【重大性】「社会」「経済」「環境」の3つの観点で評価 ○：特に大きい ◇：「特に大きい」とは言えない -：現状では評価できない 【緊急性】「影響の発現時期」「適応の着手・重要な意思決定が必要な時期」の2つの観点で評価 ○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない 【確信度】「証拠の種類、量、質、整合性」「見解の一致度」の2つの観点で評価 ○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない						
自然災害	河川	洪水	○	○	○	国の影響評価が高い。 荒川などの河川沿いに低地部が分布し、洪水による浸水リスクがある。
		内水	○	○	△	市街地や地下施設等への浸水による人的・経済的な被害が想定される。
	山地	地すべり等	○	○	○	国の影響評価が高い。 台地と低地の境目に土砂災害警戒区域が分布している。
	その他	強風等	○	○	△	台風の強度が増し、強い竜巻の発生頻度の増加が予測されている。
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○	国の影響評価が高い。 全国平均より気温上昇が大きく、熱ストレスの増加、特に熱中症は人命に直接関わるリスクである。
		熱中症等	○	○	○	
	その他	脆弱性が高い集団への影響	○	○	△	高齢者率が高く、一人暮らしの高齢者の割合も高い。 高齢者や子どもなどは熱や感染症等に対して脆弱であり、健康被害のリスクが高い。
国民生活・都市生活	インフラ、ライフライン等	水道、交通等	○	○	○	国の影響評価が高い。 大雨や台風による電気・ガス・水道等各種ライフラインや交通網の寸断、廃棄物処理施設への影響が大きい。
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	国の影響評価が高い。 ヒートアイランド現象*と合わせて熱ストレスが増大し、熱中症のほか睡眠障害や疲労感、屋外活動の制限といった生活への影響が懸念される。

また、優先的に取り組む分野・項目以外に今後の影響を注視すべきものとして、以下の分野・項目が考えられます。

分野	大項目	小項目	国の影響評価			優先的に取り組む理由
			重大性	緊急性	確信度	
水環境・水資源	水資源	水供給	○	○	○	国の影響評価が高い。 首都圏は一人あたりの水資源賦存量（最大限利用可能量）が少ない。 平成以降、主要水源である利根川及び荒川水系で渇水（取水制限）が9回発生している。今後も無降水日数の増加に伴う渇水の増加が懸念される。
自然生態系	その他	生物季節	◇	○	○	「国民生活・都市生活－文化・歴史などを感じる暮らし－生物季節・伝統行事」の項目参照
		分布・個体群の変動（外来生物）	○	○	△	気候変動はヒアリなど危険な特定外来生物*を含めた外来生物の分布拡大や定着を促進することが指摘されている。
国民生活・都市生活	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事	◇	○	○	サクラなど身近な動植物の生物季節の変化は既に顕在化しており、観光や地元経済への影響が考えられる。

東京都北区環境基本条例

平成一八年三月二八日
条例第三号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策等

第一節 環境基本計画（第九条）

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等（第十条～第二十一条）

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等（第二十二条～第二十四条）

第四節 環境審議会（第二十五条）

第三章 雑則（第二十六条）

付則

北区は、荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれ、また、江戸時代からの桜の名所である飛鳥山をはじめとして豊かな歴史と文化遺産を有し、これらが私たちにうるおいとやすらぎのある良好な環境をもたらしている。

しかし、物質的に豊かで便利な生活やそれを支える産業活動、都市化の進展は、北区でも大気汚染や化学物質による環境汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させ、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など、国を超えた規模での環境破壊を進行させている。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない北区と青い地球を将来の世代に引き継いでいく責務がある。

そのために、私たち一人ひとりが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努めるとともに、区民、事業者、民間団体及び区が協働で環境活動に取り組むことにより、すべての息づくものが共生できる環境を目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者、民間団体及び区の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。

二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる負の影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

三 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

四 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が再び資源として適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もつて天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

五 民間団体 環境活動を行うNPO、ボランティア団体等をいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の区民へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて適切に推進されなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く係わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、地球環境問題への貢献をするため、すべての活動において推進されなければならない。

4 区民、事業者、民間団体及び区は、自ら環境の保全を推進するとともに、協働して地域及び地球全体の環境の保全に努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 一 公害の防止に関すること。
- 二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- 三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- 四 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- 五 良好な景観、地域環境美化等に関すること。
- 六 みどりの保護及び育成に関すること。
- 七 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- 八 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 区は、基本理念にのつとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのつとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物の原材料の選定から製造、販売、使用及び廃棄までの各段階において環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第七条 民間団体は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 区長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況の報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する基本的施策等
第一節 環境基本計画

(環境基本計画)

第九条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する目標
 - 二 環境の保全に関する施策の方向
 - 三 環境の保全に関する行動及び配慮の指針
 - 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十五条に規定する東京都北区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(新規事業の環境配慮)

第十一条 区は、新規事業を計画し、及び実施するに当たっては、その事業の計画段階から、環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(循環型社会形成の推進)

第十二条 区は、循環型社会の形成を推進するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備)

第十三条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第十四条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の環境の保全に関する活動の促進)

第十五条 区は、区民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第十六条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために適切な措置をとることとなるよう誘導するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 区は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の意見の反映)

第十八条 区は、区民、事業者及び民間団体の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第十九条 区は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 区は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 区は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等

(国及び都その他の地方公共団体との協力)

第二十二条 区は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び都その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(国際協力)

第二十三条 区は、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(区民等との協働の組織の整備)

第二十四条 区は、環境の保全に関し、区民、事業者及び民間団体と協働して取り組むための組織を整備するものとする。

第四節 環境審議会

(環境審議会)

第二十五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画等環境計画の策定、推進及び改定に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）、区民、事業者、民間団体、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員十八人以内をもつて組織する。

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別な事項又は専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者、区民及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

8 臨時委員は、当該特別な事項又は専門的な事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第三章 雑則

(委任)

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(東京都北区みどりの条例の一部改正)

2 東京都北区みどりの条例（昭和六十年九月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章 緑化推進審議会（第二十二條）

第六章 雑則（第二十三條一第二十六條）」

を「第五章 雑則（第二十二條一第二十五條）」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十六條までを一条ずつ繰り上げる。

第六章を第五章とする。

東京都北区環境審議会規則

平成一八年三月二八日
規則第一〇号

改正 平成二二年 三月二三日規則第二一号
平成二三年 三月 七日規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区環境基本条例（平成十八年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第二条 条例第二十五条第四項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- 一 学識経験を有する者 七人以内
- 二 区民、事業者及び民間団体 七人以内
- 三 区議会議員 四人

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二三日規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月七日規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

8 用語集 () 内数値は初出ページ

【あ行】

一般廃棄物 (40)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

イノベーション (7)

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

エコドライブ (48)

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO₂)などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エシカル消費 (34)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。(P81 コラム参照)

温室効果ガス (8)

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

海洋プラスチック (11)

海洋プラスチックとは、日常生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、適正に回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川などを經由して海域に流出するプラスチックごみの中で、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種 (14)

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でブラックバスなどが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。平成27(2015)年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

カーボンオフセット (50)

日常生活や経済活動において避けることができないう温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル (2)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

カーボンリサイクル (9)

排出された二酸化炭素を炭素資源(カーボン)と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)することをいう。

環境基準 (19)

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画 (7)

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30 (2018) 年に第五次計画が閣議決定された。「第五次環境基本計画」は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や区市町村における計画策定が進んでいる。

環境基本法 (2)

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として平成 5 (1993) 年に制定された。

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境教育 (3)

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷 (2)

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム (51)

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画 (Plan) をたてて実行 (Do) し、点検評価 (Check)、見直し (Action) を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返すことにより継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

緩和策 (10)

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動適応法 (4)

気候変動への適応について、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みの整備として平成 30 (2018) 年に制定された。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

グリーンインフラ (34)

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

光化学オキシダント (68)

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

コージェネレーション（システム）（62）

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。コジェネとも略する。

【さ行】**サーキュラーエコノミー（78）**

循環経済のこと。従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

再使用（リユース）（79）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー（3）

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素（CO₂）を排出しない（増加させない）地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

再生利用（リサイクル）（11）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

シェアリングエコノミー（76）

インターネットを介して個人と個人の間で使っていないモノ・場所・技能などを貸し借りするサービスのこと。

次世代自動車（48）

運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会（11）

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自治体新電力（54）

地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業を「地域新電力」といい、そのなかで特に自治体が出資するものをいう。

循環型社会（11）

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法（4）

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を目的として、平成12（200）年に制定された法律。

この法律に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、平成30（2018）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。

省エネルギー（3）

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

静脈産業（13）

廃棄物の処理、処分、再資源化を担う産業のこと。

経済活動を血液循環に例え、モノの生産から流通、消費までの動脈部分を担う産業を「動脈産業」と呼ぶのに対し、生産による資源消費を含む消費後の廃棄物等の収集、処理、再生・再資源化を担い、再生産につないでいく静脈部分の産業を「静脈産業」という。

具体的には廃棄物処理業とリサイクル業をさすことが多い。

食品ロス（11）

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、令和2（2020）年で約522万t発生しているとされており、日本人1人当たり換算すると、お茶碗約1杯分（約112g）の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

食品ロスの削減の推進に関する法律（4）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元（2018）年に制定された法律。

北区では、令和3（2021）年に「北区食品ロス削減推進計画」を策定している。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（2）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患（COVID-19）。令和元（2019）年に発生し、令和3（2021）年現在世界的に流行している。

スマートコミュニティ（48）

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しいコミュニティのこと。

生態系（10）

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性（3）

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法（4）

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律として平成20（2008）年に制定された。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略2012-2020（4）

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81指標）を設定している。また、令和2（2020）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

ゼロエミッション（12）

人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを目指しながら最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と方法のこと。平成6（1994）年に国連大学が、循環型社会実現のためのコンセプトとして「ゼロエミッション」という考え方を提唱した。

【た行】

太陽光発電（システム）（25）

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法、またその機器のこと。

脱炭素（社会）（2）

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指すこと。また、それを目指す社会のこと。

地球温暖化（2）

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画（4）

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（4）

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律として平成10（1998）年10月の参議院本会議で可決され、公布された。

地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

低炭素（社会）（10）

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ライフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現すること。また、実現した社会のこと。

適応策（10）

気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。

デング熱（60）

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電力オークション制度（54）

利用する事業者が使用電力の明細情報を登録し、小売電気事業者は事業者の情報を基に最適な電力プランを提示して電力の入札契約に参加する仕組み。

電力オークションでは一般的に、定められた期間内であれば最低の価格を確認しながら何度でも条件提示を行うことができるリバースオークション形式（競り下げ方式）を採用しているため、通常の相見積りよりも大幅な低価格が実現できる。

電力排出係数（CO₂排出係数）（40）

電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

東京ゼロエミ住宅（52）

ゼロエミはゼロエミッションの略。東京ゼロエミ住宅は、都独自に定めた、高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れた住宅のこと。

東京ゼロエミポイント（51）

東京都が実施している事業で、設置済みのエアコン・冷蔵庫・給湯器・照明器具を、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器・LED照明器具に買い換えた都民に対して、東京ゼロエミポイントを付与し、ポイント数に応じた商品券とLED割引券を交付する制度。

特定外来生物（70）

平成16（2004）年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】

燃料電池（26）

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

【は行】

バイオマス（11）

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）（48）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

パリ協定（2）

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド（現象）（26）

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

不法投棄（72）

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地（自らの土地を含む）等に捨てる行為。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（4）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図ることを目的として、令和 3（2021）年に制定された法律。

令和元（2018）年に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、3 R + Renewable を基本原則とし、ワンウェイプラスチックの使用削減やプラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルなどの 6 つの目指すべき方向性を掲げている。

【5行】

リサイクル（11）

→再生利用（リサイクル）の項を参照

リデュース（75）

→発生抑制（リデュース）の項を参照

リユース（28）

→再使用（リユース）の項を参照

レジリエンス（54）

防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

レッドリスト（データ）（14）

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめた「レッドデータブック」に掲載されている生物種

ローリングストック（80）

災害時に備えた日常の中に食料備蓄を取り込むという考え方。

普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、古いものから使い、使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法。

【英数】

BEMS（48）

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

COP（8）

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

FEMS（48）

Factory Energy Management System の略称であり、工場を対象として、受配電設備・生産設備のエネルギー管理、使用状況の把握、機器の制御を行うエネルギー管理システム。

HEMS (48)

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電の量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

IPCC (8)

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和 63 (1988) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

Park-PFI (122)

公募設置管理制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

V2H (113)

Vehicle to Home の略称であり、電気自動車 (EV) に蓄えた電力を家庭で利用するシステムのこと。

利用するためには V2H 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB (25)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。現在、ZEB の実現・普及に向けて、4 段階の ZEB (「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented) を定性的及び定量的に定義している。

(P54 コラム参照)

ZEH (25)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。

(P54 コラム参照)

ZEV (50)

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ヴィーグル) の略。走行時に CO₂ 等の排出ガスを出さない電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV) のこと。

2R ビジネス (11)

リユース (再使用)、リデュース (発生抑制)、リファービッシュ (初期不良などで破棄されるはずだったものの再利用)、リマニュファクチャリング (使用済み製品の再生)、シェアリング (物やサービス、場所などの共有)、サブスクリプション (製品やサービスを一定期間ごとに一定の金額 (利用料) で提供) 等に関わるビジネスのこと。

3R (20)

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce (リデュース: 発生抑制)」、「Reuse (リユース: 再使用)」、「Recycle (リサイクル: 再生利用)」のこと。

30・10 運動 (80)

食品ロス削減のための取組みのひとつで、会食時の最初の 30 分間と終わりの 10 分間を食事を楽しむ時間にするすることで、食べ残しを減らす運動。

